

令和2年度 第6回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 令和2年9月23日（水）午後3時00分～午後3時52分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

■ 出席委員 教育長 西 本 吉 生
教育長職務代理者 石 橋 常 男
委員 村 田 年 宏
委員 上 村 恵 子
委員 植 田 宏 和

■ 欠席委員 委員 0人

■ 説明員 教育次長 竹 谷 秀 俊
学校教育課長 竹 谷 正 則
生涯学習課長 南 和 昇

■ 事務局 教育次長 竹 谷 秀 俊
学校教育課課長補佐 城 野 成 子
学校教育指導員兼社会教育指導員
稲 垣 公 美

■ 傍聴者数 0人

■ 議事日程

日程1 議事録の承認

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 会期の決定

日程4 諸般の報告

日程5 議案第16号 相楽東部広域連合教育委員会後援名義等の使用承認
に係る専決処分の承認について

日程6 議案第17号 相楽東部広域連合立学校ハラスメントの防止に関する
要綱の一部を改正する要綱

日程7 その他

■ 議 事

西本教育長

ただ今から、令和2年度第6回定例教育委員会を開会します。

日程第1、「議事録の承認」を議題とします。第5回定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。お目通しいただいていると思います。議事録について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。質問等のある方は挙手願います。

(各委員よりないとの声あり)

西本教育長

特に、ご意見、ご質問がありませんので、これを承認することとします。

日程第2、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、村田委員にお願いします。

日程第3、「会期の決定」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日、1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(各委員より異議なしとの声あり)

西本教育長

異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、本日、1日間に決定します。

日程第4、「諸般の報告」を行います。1番から3番までは、教育次長から報告してください。

竹谷教育次長

1番、令和2年度京都府内市町（組合）教育委員会研修会の開催中止についてです。例年11月に、出席者、教育長、教育委員全員の予定で開催されておりましたが、本年度は、コロナ感染症防止対策ということで中止となりました。

2番、令和2年度近畿市町村教育委員会研修大会の開催中止についてです。11月10日の開催予定でしたが、開催が中止と決定されました。

3番、令和2年度南山城村地域公共交通会議（第1回）につきましては、9月29日の火曜日、午後3時から南山城村文化会館で開催されます。植田委員に出席をお願いしております。以上です。

西本教育長

続いて、4番も教育次長から報告してください。

竹谷教育次長

4番、教育委員会に関する事務の点検・評価報告書（令和元年度事業）（案）についてで

す。概要を説明させていただきます。表紙の裏面が目次です。3ページをご覧ください。「(1)教育委員会の活動」ということで、教育委員会の開催状況です。令和元年度は、定例会を12回開催しております。4ページをご覧ください。「(2)教育委員会での審議状況」です。①審議案件、提出議案になります。5ページまで24件です。②報告事項は、諸般の報告等です。13ページまで128件です。13ページ、「(3)教育長、教育委員の活動状況等」です。①学校訪問等は、小・中学校等への訪問、教職員の研究発表会への参加状況です。14ページの②教育長、教育委員研修の状況です。京都府や山城地区の教育団体等が行う各種研修会や大会に出席し、教育長、教育委員の資質向上を図っております。15ページの③各種行事への参加状況です。入学式及び卒業式、運動会及び体育大会、文化祭や音楽祭など各小・中学校行事や教育委員会関連行事等へ積極的に参加しております。27ページの④連合長等との意見交換です。意見交換の主な内容は、事務局職員の人事関係、予算関係、教育方針の確認、議会対応、それと町村の個別事情となっております。28ページからは、「実施施策の評価」です。上段の枠は、評価の段階です。各施策が80%以上、計画どおりの成果が得られた場合はA評価です。60~80%、概ね達成できた場合はB評価です。40~60%、課題を残し、目標も十分達成できなかった場合はC評価です。40%未満で、具体的な成果がなかった場合はD評価です。施策ごとの自己評価は、このページから57ページまでとなっております。自己評価の目標欄は、平成31年度「連合の教育の重点」となります。また、それぞれの目標ごとに「成果と課題」を整理しております。令和元年度は、連合設立11年目で、教育委員会の自己評価はすべてA評価としております。当然、各施策は年度ごとに課題はございますが、80%以上の成果が得られたと判断し、昨年度に引き続き、それぞれA評価にさせていただきました。なお、評価委員の意見等につきましては、後日、この報告書を評価委員に見ていただき、意見等がございましたら、「評価委員の意見等」の欄に記入し、11月又は12月の定例教育委員会において、議案としてご審議いただくという流れになっております。以上です。よろしくお願いいたします。

西本教育長

この資料は、事前に配布しておりますので、委員にはお目通しいただいていると思います。「質の高い学力をはぐくむ」から順に、指導の重点に基づいて作成しております。令和元年度の事業で特徴的なところは、事務局としてどうですか。

竹谷教育次長

ハード事業が平成26年度からかなりボリュームのある業務になっております。特に、令和元年度におきましては、38ページになりますが、「安心・安全で充実した教育の環境を整備する」ということで、各学校のトイレ改修や空調の設計等の事業をしております。

西本教育長

ハード事業の説明がありました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(各委員から特にないとの声あり)

西本教育長

これは事務局が整理したものです。これを3名の点検評価委員に見ていただき、委員に評価していただいたものを再度、教育委員さんで確認していただくという流れになります。よろしく申し上げます。次、5番と6番の報告は、学校教育課長から申し上げます。

竹谷学校教育課長

5番、第31回相楽地方小学校体育連盟駅伝（持久走）大会の開催中止についてです。11月14日に木津川市不動川公園一帯を会場として予定されていましたが相楽地方小学校体育連盟駅伝（持久走）大会ですが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、今年度の開催は中止となりました。また、この大会により参加校を決めていました、やましろ未来っ子小学校EKIDENについても7月の定例教育委員会において報告しましたように、こちら新型コロナウイルス感染症により今年度の開催は中止となっております。

6番、令和2年度在籍児童・生徒数の変更についてです。本年9月1日現在の小・中学校の児童生徒数は添付資料のとおりとなっております。この度、南山城村へ2家庭が転入されたことにより南山城小学校の3年で2名の増、6年生で1名の増、笠置中学校の1年生で1名の増の計4名の児童生徒が増えております。これにより連立小・中学校の児童生徒数の合計は324名となっております。以上です。

西本教育長

駅伝は、小学校の関係は中止です。中学校の山城中学校駅伝は予定どおりです。よろしいですか。7番からは生涯学習課長から申し上げます。

南生涯学習課長

7番、和東地域学校協働本部運営委員会の設立について報告します。資料として和東地域学校協働本部運営委員会の次第と名簿等を付けております。第1回は、9月17日木曜日の午後3時から和東町体験交流センターで開催されました。この地域学校協働本部は、地域と学校が連携・協働する仕組づくりを促進し、子どもたちを支えるだけでなく、地域住民の参画、生涯学習・自己実現に資するとともに活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図ることを趣旨とされています。連立管内では、笠置、昨年度の南山城に続いて和東も設立となり、これで連立管内すべて協働本部が設立されました。イメージ図をご覧ください。運営委員会の組織、運営委員10名から13名、年2回の運営委員会を開催します。その下に「家庭教育支援チーム」、「京のまなび教室 あそび塾」、それから「学校教育支援チーム」ということで、3つの部会で活動を行うこととなります。本日、お渡ししました名簿をご覧ください。和東地域学校協働本部運営委員の名簿です。役職の1番、委員長につきましては、大西研介さん、2番、副委員長につきましては、山下

貴志さんにお世話になることが決定しております。それぞれの所属はご覧のとおりです。委員13名、京都教育大学名誉教授の杉本厚夫さんをアドバイザーに、以下、事務局4名となっています。本日、資料をもう1枚お渡ししています。「これからの学校と地域」です。4ページ辺りに「地域学校協働活動とは」ということで、先ほど少し述べましたが、説明が書いてあります。主な活動、学習、教室、未来塾等の事業が載っております。主な活動としては、笠置町であればカヌー教室、南山城村でしたら稲刈り体験やシイタケの菌打ち体験をしています。今後、和東町としましては、和東地域ならではの取組を行っていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

8番、和東町史編さん事業の実施についてです。添付資料「クイズで知ろう和東天満宮」をご覧ください。和東町史編さん事業です。歴史・文化財の継承と地域文化の創造に向け、子どもを含めた幅広い世代に、地域に対する関心と理解を深める機会を提供するための事業です。今回はクイズを通して和東の歴史に興味を持ってもらえるように計画いたしました。10か所のポイントを回ってクイズに答えるという、小学生にも分かるクイズを設定しております。天満宮関係の問題です。日程は、令和2年10月11日の日曜日、午前9時30分から11時30分までです。

9番、大人もWakuworK体験事業「編み物体験教室」の実施についてです。次のページのチラシですが、今回の編み物体験教室は、天然素材で編む「かごバッグ」を予定しています。おしゃれなエコバッグの一つとして皆さんに編んでいただきたいと思っています。日時は、10月20日の火曜日、午前9時から正午まで、場所は和東町体験交流センターです。講師は、笠置町在住の藤田好子さんです。

10番、大人もWakuworK体験事業「蕎麦打ち体験教室」の実施についてです。次のページの緑色のチラシです。蕎麦打ち体験教室は、自分で作ったお蕎麦の試食も楽しみましょうということで、令和2年11月10日の火曜日、午前10時から正午まで、場所は和東町テラス和豆香です。以上です。

西本教育長

ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

村田委員

和東地域学校協働本部運営委員の名簿ですが、13番の和東小PTA会長さんは、小・中学校で1名ということになっているのですか。

南生涯学習課長

小学校が中心の活動となりますので、そういう選出ではないです。

村田委員

そうですか。小学校が主ですか。和東中学校長も入っているからどうなのかな。

西本教育長

和東町の取組なので、和東保育園長と和東中学校長も入っているのですが、直接は児童対象です。小学校対象で、小学校の児童を地域と学校が協働で育てていこうという趣旨です。だから、地域学校協働本部というのは小学校を軸として展開していきます。もう一つのコミュニティ・スクール（学校運営協議会）は、両方です。今年、コミュニティ・スクールにつきましては何回も紹介しておりますが、笠置中、南山城小、笠置小でコミュニティ・スクールを立ち上げました。この笠置中、南山城小、笠置小については、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールが一体となった取組を始めています。来年度は、和東小学校・和東中学校にコミュニティ・スクールを立ち上げる予定をしていますので、来年度になると府教委が言っています地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的推進、これを今キーワードにしているわけですが、連合も来年度には、この一体的推進に入っていけるというふうに思っています。よろしいですか。

竹谷教育次長

諸般の報告の7番のところに誤字がありましたので訂正願います。「和東町地域学校協働本部」ではなく「和東地域学校協働本部」が正式名称になります。訂正をお願いします。

西本教育長

協働本部は、先ほども説明がありましたように、大きくは家庭教育の支援と学校教育の支援で、例えば、地域の人が学校へどんどん入って行ってもらって色々な手助けをしてもらったり、色々なことを教えてもらったりするということです。それで家庭教育支援というのは、いわゆる子育て世代を対象に家庭教育を進めていくということです。京のまなび教室ですが、和東町の場合は「あそび塾」です。南山城村は「Ya!まなびClub」。笠置町が「かさぎ・まなび塾」です。このあそび塾はこれまでもずっと取り組んでいます。これを広げていくということです。新たな取組としては、家庭教育の支援と学校教育の支援、ここが中心になるかと思っております。先ほどの13名の委員はそれぞれこの部会に入ってもらってリーダーシップをとってもらえたらと思っております。ここまでの報告事項はよろしいですか。

（各委員からよろしいとの声あり）

西本教育長

諸般の報告は以上です。

日程第5、議案第16号、「相楽東部広域連合教育委員会後援名義等の使用承認に係る専決処分承認について」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第16号、相楽東部広域連合教育委員会後援名義等の使用承認に係る専決処分の承

認について。上記の議案を提出する。令和2年9月23日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。令和2年8月21日付けで、科学普及支援団体てんもんぶから申請のあった「親子で神輿を体験してみよう！」に係る後援名義の使用については、相楽東部広域連合教育委員会後援名義等使用承認取扱規程第3条に定める承認基準を満たしていることから、本申請を承認しようとするものですが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。申請書の写しを添付しております。初めての事業ですので、議案を提出させていただきました。申請者は、「科学普及支援団体てんもんぶ」です。住所は、木津川市木津町瓦谷96で、樋谷則夫さんが代表です。事業名は、「親子で神輿を体験してみよう！」です。実施時期は、令和2年9月19日の土曜日の12時40分から21日の月曜日の16時40分です。場所は、京都府立けいはんな記念公園です。事業の目的は、「文化財保護等への意識の高揚に寄与するとともに地域間や世代間の交流を図る」というものです。事業の内容は、「神輿の歴史・科学を学び衣装を準備し太鼓や掛け声とともに乗り子を体験いただく」というものです。参加対象者は一般、主に小学生・幼児とそのご父兄。参加費は無料で、独立行政法人国立青少年教育振興機構の子どもゆめ基金助成事業です。当該事業は、今年度で4年目になることから、募集エリアを木津川市内から相楽地域に拡大したいとのことで、従前の木津川市、木津川市教育委員会に加えて、今年度、精華町教育委員会と連合教育委員会に後援申請されたものです。事業実施概要、収支予算書、会則、役員名簿、昨年度実施時のチラシを添付しております。当該団体の活動につきましては、平成29年度、当時の団体名「西町町内会」で申請された「きづがわし・サイエンス・フェスタ2017」事業を承認しております。平成30年度には、組織名を科学普及支援団体てんもんぶに変更され、申請された「きづがわし・サイエンス・フェスタ2018」事業を承認しております。以上、専決処分を報告し、承認を求めるものです。よろしく申し上げます。

西本教育長

この団体は、今もありましたように前から活動しています。団体名が変わっています。事業は終わっていますが、教育委員会としては名義使用を専決で承認したということです。これより質疑を行います。質問のある方は挙手願います。

(各委員からないとの声あり)

西本教育長

これより採決します。議案第16号、「相楽東部広域連合教育委員会後援名義等の使用承認に係る専決処分の承認について」、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第16号は承認されました。

日程第6、議案第17号、「相楽東部広域連合立学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第17号、相楽東部広域連合立学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱。上記の議案を提出する。令和2年9月23日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の改正やこれに伴う人事院規則の制定等を踏まえ、事業主としての方針の明確化及び周知・啓発、ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応等を行うため、令和2年9月1日付けで「京都府立高校ハラスメントの防止に関する要綱」が改正されたことから、本要綱についても京都府に準じて所要の改正を行うものです。新旧対照表を付けております。部分的な改正はいくつかございますが、主な部分を説明いたします。第2条の定義です。右側が旧になります。第2号ですが、「セクシャル・ハラスメント」とありますのを左側では、「セクシャル・ハラスメント関係」に改め、第4号まで同様に「何々関係」と改めております。同号アとして、セクシャル・ハラスメントに職場外における性的な言動が追加しております。次のページ、同号イにつきましては、「セクシャル・ハラスメントに起因する問題」と同第4号、「パワー・ハラスメント関係」で内容が増えています。これらについては、右側の旧第5号から8号までが削除されたことによるものです。同条の旧第2号で2行目、右の方の2行目「性的な言動」の括弧書きですが、この部分と旧第3号、次のページの第3号におけるアの2行目「出産に起因する症状」、こちらの方も括弧で内容が書かれているのですが、例が示されているのですが、両方とも削除されています。左の方では両方とも両括弧での例が削除されています。これにつきましては、改正に伴う関係規定の内容の増加によるもので、従来、要綱の中で説明されていた文言も含めまして、別途「運用通知」として定める予定です。第3条の校長の責務です。第1項におきまして「ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。」ということで、明確な表現に変更されております。変更に伴い右側、旧第2項と第3項が第2項にまとめられております。第4条の職員の責務では、第1項で「ハラスメントはしてはいけない。」と明確な表現になりました。これに伴いまして別表が付いていますが、別表第2から別表第5に改められております。合わせて、次のページの第4号、懲戒処分のところ「公正な調査によりその事実が確認された場合」、「懲戒処分を受けることがある。」とされ、第2項では、「問題を解決するため、迅速かつ適切に対応しなければならない。」と表現が明確になっております。第5条の研修等では、旧の方では「研修等」という表現を「意識の啓発等」と具体的な内容に変更しています。第6条の他任命権者との連携が追加されました。任命権者が違う場所でもハラスメントを受けたとされる場合には、調査要請とともに必要に応じて指導等の対応を求めることができるとされました。第7条では、旧第3項が削除され

ましたが、先ほど申しました「運用通知」に同じ内容で含める予定です。第10条では、「関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底しなければならない。」という表現に変更しています。別表第1から別表第6までを次のように改めるということで、すべて改める形です。主な部分だけ説明します。別表第1では、「妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用」と説明が付きまして。以降、別表第5まで同様に説明が付けられました。別表第6につきましては、「パワー・ハラスメントになり得る言動の具体例」として、今回、新たに設けられた表です。具体例として示された表になります。以上です。今回の改正は、事業主としての方針の明確化及び周知・啓発、ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応等を行うための内容ということです。よろしく申し上げます。

西本教育長

府教委も教職員の不祥事の中で、セクハラ、パワハラは人権として無くさなければならぬということを取組んでいるところです。大事なことは、教育委員会がこれを改正して、この改正したものを学校現場において、きちっと教職員が認識しないと全く意味のないわけです。これが承認されましたら教育委員会から校長会に下ろします。今のところ連合管内の教職員間では、セクハラ、パワハラというところは入ってきておりませんが、先ほども申しましたように、管理職をはじめ教職員がきちっと認識しておくことが大事だと思いますので、まずは校長会に下ろして徹底をしていこうと思っております。これより質疑を行います。質問等のある方は挙手をお願いします。

(各委員から特にないとの声あり)

西本教育長

質問等がないということですので、これより採決します。

議案第17号、「相楽東部広域連合立学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱」について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第17号は承認されました。

日程第7、その他です。事務局から説明してください。

竹谷教育次長

1番、諸報告(送付済)の事項ということで、①から③は、事前に送付させていただきました。

2番、次期定例教育委員会の開催日程(案)です。10月21日の水曜日、午後3時10分から、この会議室ということで計画しております。時間が午後3時10分ということ

ですが、3番のその他で第1回総合教育会議もこの日に開催されるということで、同じ日に計画させていただきました。総合教育会議は、同日の午後1時半から、この会場で教育長、教育委員の皆さんと正副広域連合長の出席で開催される予定です。その会議が終わって、午後3時10分から教育委員会を開催する予定です。総合教育会議は連合事業になりますので、総務課から案内状が送られる予定です。ご都合はいかがでしょうか。

(教育長、委員により「10月の定例教育委員会の日程」を協議する。)

西本教育長

10月21日の水曜日、総合教育会議が午後1時半から3時まで、それから定例教育委員会が午後3時10分からということです。総合教育会議のテーマは、今はウィズ・コロナの中で教育活動が変わってきております。オン・ラインの授業と対面指導という2本立てになるだろう。ただ、オン・ラインにしても色んな課題がありますから、その辺りのことを総合教育会議で話し合おうというのが事務局の考えです。「ウィズ・コロナ禍における教育活動のありよう」、そのような内容ですので、整理をしておいてください。

以上で、令和2年度第6回定例教育委員会を終了させていただきます。

本日は、ご苦労さまでした。

〈午後3時52分閉会〉

— 了 —